| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | | |
|--------------|---------------------|--|-------------|-------------------|--|--|
| 別表第1 (第3条関係) | | | 別表第1(第3条関係) | | | |
| | 名称 | 区域 | | 名称 | 区域 | |
| 1 | | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | 1 | | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定 により告示された日の出地区再開発地区計画の区域の うち、地区整備計画が定められた区域 | |
| 2 | 船越地区北矢部地 区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地 区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定めら れた区域 | 2 | 区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地 区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定めら れた区域 | |
| 3 | 草薙駅前地区整備 計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅 前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 | 3 | 草薙駅前地区整備 計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅 前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 | |
| 4 | 南幹線地区整備計 画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | 4 | 南幹線地区整備計 画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | |
| 5 | 飯田·庵原地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵 原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 | 5 | 飯田・庵原地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・ 庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 | |
| 6 | 由比駅周辺地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅 周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 | 6 | 由比駅周辺地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅 周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 | |
| 7 | 蒲原中部地区整備 計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中 部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 | 7 | 蒲原中部地区整備 計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中 部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | |
| 8 | 蒲原西部地区整備 計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西 部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 | 8 | 蒲原西部地区整備 計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西 部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 | |
| | l | | | | | |

| 9 | 大岩一丁目地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩 一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定めら れた区域 |
|----|--------------------|--|
| 10 | 清水三保羽衣地区 整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三 保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められ た区域 |
| 11 | 駿河台地区整備計 画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
| 12 | 西千代田町地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代 田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 |
| 13 | 松富上組地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上 組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 |
| 14 | 柳町若松町地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若 松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 |

別表第2 (第4条—第10条関係)

1から14まで省略

| 9 | 大岩一丁目地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩 一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定めら れた区域 |
|----|--------------------|--|
| 10 | 清水三保羽衣地区 整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三 保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められ た区域 |
| 11 | 駿河台地区整備計 画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
| 12 | 西千代田町地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代 田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 |
| 13 | 松富上組地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上 組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区 域 |
| 14 | 柳町若松町地区整 備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若 松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域 |
| 15 | 谷津地区整備計画 区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された谷津地 区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |

別表第2(第4条—第10条関係)

1から14まで省略

15 谷津地区整備計画区域

| A | 建築物の用途 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
|----|--------|--|
| 地区 | の制限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2(い) 項第3号に掲げるもの (2) 事務所 |
| | | (2)事務所 |

| В | 建築物の用途 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
|----|--------|---------------------------------------|
| 地区 | の制限 | (1)法別表第2(い)項第3号に掲げるもの |
| | | (2) 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げる |
| | | <i>₹</i> の |
| | | (3) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの |
| | | (4)事務所 |
| С | 建築物の用途 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
| 地区 | の制限 | (1) 法別表第2 (い) 項第3号に掲げるもの |
| | | (2) 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げる |
| | | もの |
| | | (3) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの |
| | | (4) 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げるもの |
| | | (5) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの |
| | | (6) 事務所 |
| | | (7)印刷所 |
| D | 建築物の用途 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 |
| 地区 | の制限 | (1) 法別表第2 (い) 項第3号に掲げるもの |
| | | (2) 法別表第2 (に) 項第3号及び第5号に掲げるもの |
| | | (3) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの |
| | | (4)法別表第2(〜)項第5号に掲げるもの |
| | | (5) 事務所 |
| | | (6)印刷所 |
| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |

附則

この条例は、公布の日から施行する。